

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	所管課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題（目的に対する現状など）	25年度決算額 [千円]	26年度決算額 [千円]	総合評価	①評価の理由 ②平成27年度に取組む改革・改善内容	27年度予算額 [千円]
1	一般	11	1	1	233防災対策の強化	土木施設災害復旧に要する経費	企画財政課			①予期しない災害等により被災した市が管理する土木施設の復旧作業に伴う予算の確保等を行うもの。 ②今後30年以内に70%の発生確率とされている首都直下型地震など、常に災害に対する準備は必要である。	0	0	6精査・検証	①予期せぬ災害に対応するため確実に対応する必要がある。 ②対応が必要になった場合に、適切な対応を図る。	3
2	一般	2	1	7	233防災対策の強化	市庁舎免震改修工事	契約管財課	○	○	①市庁舎の免震改修工事を行う。 ②今後、30年以内に首都直下型地震が発生すると予想されている中で、早期の免震化が求められている。	33,616	40,000	6精査・検証	①大規模な修繕等に関する長期的な展望を踏まえながら、日々の適正な維持管理の実施によって、施設の長寿命化を図る必要がある。 ②来庁者の安全に配慮して施工するため仮設計画等について十分な検討を行う。通常業務に支障が生じる事の無い様、関係各課と調整を行い工事を実施する。	1,450,000
3	一般	2	1	11	233防災対策の強化	防災対策に要する経費	安全対策課	○		①災害から市民の生命・身体及び財産を守り、災害に強いまちづくりを基本として防災体制の強化を図る。 ②各種災害に対して迅速な対応が求められており、ハード面においても計画的な整備が必要である。	17,440	34,167	6精査・検証	①鎌ヶ谷市地域防災計画に基づき、計画的に防災体制を強化することが求められているため。 ②災害に強いまちづくりのため、避難所運営マニュアルや防災ハンドブックなどの作成を進めていく。	28,566
4	一般	2	1	11	233防災対策の強化	防災行政無線管理運営に要する経費	安全対策課	○		①防災行政無線は、災害時における市民への情報の伝達手段としており、災害時に適切に運用できるよう平常時から整備をするものである。 ②住宅の高層化や部屋の高気密化などにより、放送が聞き取りづらいなど住民からの問い合わせがある。	18,199	26,252	6精査・検証	①災害時の情報伝達は重要性を増しており、地方公共団体の果たす役割として欠かせない。 ②防災行政無線等の情報伝達手段について、いつ発生するかわからない災害に備えて、適正に維持管理していく。また、市民から、放送が聞き取りづらいなどの問い合わせについては、保守点検業者と協議しスピーカーの向きなどの変更を行い、改善を図り、適切な管理運営のため保守点検を行う。	16,069
5	一般	2	1	11	233防災対策の強化	危機管理に要する経費	安全対策課			①鎌ヶ谷市危機管理指針に基づき、国民保護計画及び当該計画に基づく個別マニュアルの整備を進める。 ②地震や風水害など自然災害への防災体制の整備に加え、新たな危機に対する対応力の強化が求められている。	0	0	6精査・検証	①危機管理指針に基づき、危機管理体制の構築を推進する必要があるため。 ②継続的に危機事案に基づくマニュアルの策定を推進する。	120
6	一般	2	1	11	233防災対策の強化	避難所備蓄倉庫整備事業	安全対策課	○	○	①災害時における避難者及び災害時要援護者、帰宅困難者に対する支援、援助を行うため、平成25年度までに全22箇所の指定避難所に整備した防災備蓄倉庫に、地域防災計画や備蓄品整備計画に基づき、必要な物資を備蓄する。 ②いつ発生するか分からない大災害に備え、早急に備蓄品の整備が求められている。	83,026	39,279	6精査・検証	①大災害の発災直後における避難所等の住民への生活支援及び援助は重要である。 ②継続して、避難所に防災備蓄品の整備を進めていく。	72,339
7	一般	2	1	11	233防災対策の強化	井戸付耐震性貯水槽整備事業	安全対策課	○	○	①大規模災害発生時において、水道が断水し、市民の飲料水の供給が絶たれた場合に備え、生活上必要不可欠な飲料水を確保し災害に強い街をつくる。 ②現在、本工事の最終段階であり、27年6月末までに完了する。	8,076	34,424	6精査・検証	①飲料水の確保は重要であり、大災害の発災直後における避難所の住民や、断水した家庭への供給を行うことができる。 ②南部地区における井戸付耐震性貯水槽の整備を完了する。	44,000
8	一般	8	1	2	233防災対策の強化	住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	○	○	①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造建築物を対象として、耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助し、また、地元建築関係団体から専門家を派遣してもらい無料耐震相談会を実施することで、耐震化の促進を図る。 ②耐震相談会への参加者向上。	4,081	2,132	6精査・検証	①平成25年度から4件減少した。このため、補助額や補助内容等の補助方法の検討が必要なため。 ②申請件数や相談会参加者数の増加を図るため、周知方法等を検討する。	7,180